

春日部市消費生活センター条例

(設置)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、法第8条第2項各号に掲げる事務を行う機関として、春日部市消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称 春日部市消費生活センター

位置 春日部市中央六丁目2番地

所管区域 春日部市の区域

(職員)

第3条 センターに所長、消費生活相談員その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員の要件)

第4条 消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(職員に対する研修)

第6条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。